

「建設人・九条の会」申し合わせ

第1条（名称）

本会の名称は、「建設人・九条の会」とします。

第2条（目的）

本会は、文化人9人による「九条の会」の呼びかけに賛同し、思想・信条の違いを越えて、日本国憲法9条を守るという一点で共同していくことを目的とします。

第3条（会員）

本会は、前条の目的に賛同する建設産業に関係するすべての個人によって構成されます。

第4条（財政）

本会の財政は、原則として募金によってまかさないます。

第5条（活動）

本会の目的を達成するため、以下の活動を行います。

- 1．憲法改悪をめぐる動きを迅速に把握することに努めます。
- 2．前項の動きを会員に知らせるため、会報「建設人・九条の会通信」を発行し、また建設政策研究所発行の「建設政策」誌にも情報を掲載していきます。
- 3．学習会、講演活動をはじめ講師の紹介・派遣など諸活動を行います。

第6条（他団体との連携）

本会は、「九条の会」との連携をとり、必要に応じて講演会のお知らせや、行動呼びかけに参加していきます。

第7条（事務局）

本会の事務局は、特定非営利活動法人「建設政策研究所」(〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-18-4 東京土建会館 5F) 内に置きます。

（附 則）

この申し合わせは、2005年5月1日から効力を生じます。